



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 78 2011年06月30日

中華民国（台湾）商標法改正の動き

台湾商標法（以下本法と略称）は、1930年5月6日に制定公布、1931年1月1日より施行され、その後、2003年5月28日付現行法改正まで計11回に亘り改正されておりました。

近年の飛躍的な経済発展に伴い、商取引は大きく変化してきており、現行法だけで適用するのが難しくなり、且つ侵害行為に対する司法実務に対応する上から、各国の商標出願手続との調和を考慮し、且つ、公聴会並びに専門学者の諮詢委員会議での意見を取りまとめた商標法改正案が纏まり、このたび、2011年5月31日付にて立法院（国会）三読を通過し、今後は行政院（内閣）での審議を経て、施行日の公告を待つ段階となりましたことをご案内申し上げます。

以下に主な改正要点をご案内します。

1) 保護すべき客体を明確に規定

現行法では、単に商標権で定義していたが、更に、証明標章権、団体標章権及び団体商標権を含むものとする。(改正条文第1条及び第2条)

2) 使用行為の態様を明確に規定

取引を目的として商標を商品、サービス又は関連する書類に付す行為を商標の使用に定義していたが、更に、デジタル映像音響、電子媒体、インターネット又はその他の媒体を用いて商品の所持、陳列、販売、輸出、輸入又はサービスを提供することを商標の使用行為とする。(改正条文第5条)

3) 動態、ホログラムの保護拡大

現行法では、文字、図形、記号、色彩、音声及びそれらの結合したものを商標として認めてきたが、新たに動態 (motion marks) 及びホログラムについても、保護の対象とする。(改正条文第18条)

4) 優先権主張の拡大

WTO加盟国に限り第一国出願の優先権主張を認めていたが、中華民国と相互主義で出願を受理する国若しくはWTO加盟国に住所、営業所所在地を有する者の第一次出願について優先権主張を認める。(改正法第20条)

更に、知的財産権協定 (TRIPS) 第2条の規定により、パリ条約 (Paris Convention) 第11条に基づき、中華民国政府主催又は認可する展覧会において、展示された商標又はサービスについて、その展示の日を基準とする優先権主張を認める。(改正条文第21条)

5) 商標図様の変更

出願後の商標図様の変更は原則的に認められていなかったが、商標図様については、実質的な変更にならないときは、その変更を認めるとの但し書規定を設けた。指定商品又はサービスの変更については、従前とおり減縮を認める。(改正条文第23条)

6) 共有制度の採用

二人以上が共有して一商標を登録出願することを認める。但し、共有商標の移転、分割、縮減、授權及び質権の設定等の処分については、共有者全員の同意を義務付ける関連規定を設けた。(改正条文第7条、第28条及び第46条)

7) 商標の不登録事由

商標登録における不登録事由を改正法第30条に、識別力に関する規定を改正法第29条にそれぞれ分けて規定。(改正条文第29条及び第30条)

8) 登録料納付期日の回復

登録料は許可審定所送達後2月以内に納付しなければならないが、前記の納付期限内に納付されなかった場合、納付期限後6ヶ月以内に、第三者による商標登録出願及び権利取得に影響が生じないことを条件として、二倍額の登録料納付することで回復することができるとの規定を新たに設ける。(改正条文第32条)

9) 登録料の分納制度廃止

現行法における、登録料を前期(3年)と後期(7年)分納制度を廃止し、一括納付とする。(現行条文第26条削除)

10) 専用使用権及び通常使用権

現行法では、専用及び通常使用権の区別について、当事者間の契約に基づくものとしていたが、地域の限定並びに専用と通常使用権を区別して使用許諾することを認め、専用使用権者には、商標権者及びその第三者の使用に対する排除権と独自の訴訟能力を認める。(改正条文第39条乃至第41条)

11) 無効又は取消審判における引用商標の使用証拠提出の義務規定

無効審判請求又は取消請求に引用する商標の登録が既に満3年であるときは、請求人は、無効又は取消請求前3年にその引用商標が使用されていたことの証拠を提出することを義務付ける。(改正条文第57条及び第67条)

12) 商標権侵害関連規定の改正

(1) 権利侵害行為の定義を明確に規定

現行法第29条第2項に挙げた各行為を、商標権侵害に当ると規定に改めた。(改正条文第68条)

(2) 商標権侵害排除権と損害賠償請求権を明確化

商標権侵害の排除及び防止の請求権を明確に定め、侵害行為の故意又は過失を問わず、損害賠償の請求権を認める。(改正条文第69条)

(3) 間接侵害行為を侵害と見做す

商標権を侵害する虞があることを知りながら、商品又はサービスに関する物品に、貼付される前の標識、ラベル、包装容器を製造、所持するなどの間接的な行為についても侵害と見做すとの規定を追加した。(改正条文第70条第3号)

① 他人の著名な登録商標と知りながら、同一又は類似する商標を使用し、その識別性又は信用、名誉を害する行為

② 他人の著名な登録商標と知りながら、その一部の文字を社名、商号、団体、ウェブサイト又はその他の営業主の名称を用い、消費者に誤認混同を生じさせる行為

③ 本法第68条に定める商標侵害する虞があることを知りながら、商品又はサービスに関する物品に、貼付される以前の標識、ラベル、包装容器

を製造、所持、陳列、販売、輸入又は輸出する行為

(4) 損害賠償算定の根拠

現行法（第63条）の3条件に加えて、他人に使用許諾していた際の実施料相当額を損害賠償額の算定基準の1つとすることが規定を追加する。但し、商標権者の業務上信用失墜に対する補償相当の損害賠償請求権条項は削除する。（改正条文第71条第1項第4号）

1 3) 税関における水際措置の関連規定

税関が職務遂行時に、商標権を侵害する虞のある物品を発見したときに、職権により差止めなど必要な措置を執行できる規定を新設する。差止め物に対する機密情報保護を減損しない範囲内であれば、税関は請求人又は被差止め人の請求に応じてその差止め物の点検確認を許可し、商標権を侵害する物品である事実確定に協力してもらい、且つ商標権者に権利侵害の貨物に関する情報を提供する。（改正条文第75条及び第76条）

また、模倣品の一部では権利侵害を認定するのが困難な場合に、商標権者が担保金を提供して、税関に差止め貨物の見本を借り受けて、その侵害認定を行える規定を新設する。（改正条文第77条）

1 4) 証明標章の関連規定

他人の商品又はサービスの特性、品質、精密度、産地又はその他事項を証明する証明標章に、産地証明標章を含める。

更に、証明標章及び産地証明標章の出願等に関連する規定を設ける。（改正条文第80条乃至第84条）

1 5) 団体商標の関連規定

法人格を有する団体が、その団体の構成員が提供する商品又はサービスを表彰する団体商標に、産地団体商標を含める。

更に、団体商標及び産地団体商標の出願等に関連する規定を設ける。（改正条文第85条、第89条及び第91条）

1 6) 証明標章権侵害の罰則規定

現行法では、商標権及び団体商標権の侵害罪に対する罰則規定を設けていたが、証明標章権に対する侵害についても、同等の罰則規定を個別に設ける。（改正条文第96条）

1 7) 侵害品販売罪

侵害品と知りながら、商品を販売、販売を意図して所持、陳列、輸出又は輸入する際に、電子媒体又はインターネットを利用した場合であっても適用するとの規定を設ける。（改正条文第97条）

以上